

○石井みどり君

まず最初に、最低賃金法の改正案についての御質問をさせていただきます。

最低賃金は、労働者の方々のセーフティネット、本当に安い価格で働く、そこに対するセーフティネットであって、労働条件の極めて重要な要素であるというふうに認識をしております。そして、賃金の最低水準についても、国が法的な強制力を持って支払者のその支払を罰則をもって義務付けるものであるというふうに思います。

その最低賃金制度について、約四十年ぶりの抜本的な見直しとして、生活保護との整合性について配慮する旨の規定が加えられました。そしてまた、罰則も強化するなどの改正を今般の法案については行うことができて、より働く方々を守るという観点からは一定の評価ができるのではないかとこのように思っております。

そこで、最低賃金法改正案の重要なポイントに絞って伺いたいと存じます。

最低賃金は、さつき申し上げたように、働く人を守るためのものですから、その水準は高い、これにこしたことはないというふうにも思いますが、しかしながら、最低賃金はそれを下回る賃金を払った場合には罰則も科せられるわけですから、やはりその水準決定というのは経済情勢に応じて適切に、そして慎重に行われる必要もあろうかと思えます。

我が国では、最低賃金の水準については、労使が対等の立場で審議会に参画して、労働者の生計費、労働者の賃金、通常の事業の賃金支払能力という三つの決定基準を基に十分な議論が行われて決定されているというふうな認識をしております。今般の改正法案においても、このうちの労働者の生計費については生活保護との整合性について配慮する旨の規定が追加されておりますが、このことに関して、労働者の生計費を

考慮することは大変重要だと思えますが、ただ、やはり適切な最低賃金の水準を決定するためには、労働者の賃金や地域の経済情勢に見合った賃金支払能力についても考慮が払われる必要があるのではないかと思えます。

このことに関して、最低賃金の三つの決定基準についてはひとしく勘案すべきだと思いますが、政府の御見解を伺いたいと存じます。

○政府参考人(青木豊君)

最低賃金の妥当な水準というものを決定するためには、お話ありましたように、労働者の生計費に加えまして、最低限度の賃金を保障するという制度の趣旨から、労働者の賃金水準や企業の賃金支払能力を総合的に考慮する必要があります。今般の最低賃金法改正法案におきましては、地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費、それから賃金、それから通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められるものとしていただいております。この具体的な水準については、地方最低賃金審議会における地域の実情を踏まえた調査審議を経て決定されるものでございますが、これらの三つの要素につきましては軽重があるものでなく、いずれも地域別最低賃金の決定に当たって考慮されるべき要素であるというふうに考えております。

○石井みどり君

今の御答弁にありましたように、都道府県別に地域別最低賃金というものが決定されているわけですが、場合によっては生活保護の水準を下回るケースもあるというふう聞いております。これは全く働く方々の生活も成り立たない、そして就業意欲もそがれるという結果につながるのではないかとこのように思えます。

今般の法案で、第九条第三項において、労働者の生計費を考慮するに当たっては、生活保護との整合性について配慮する旨の

規定が設けられているわけですが、この地域別最低賃金の水準の決定については今御答弁あつた三つの決定基準に基づいて行われるわけですが、この第九条第三項の規定については、地域別最低賃金の水準は生活保護の水準を下回らないという趣旨であるというふうに理解しますが、そういう認識でよろしいわけですね。

○政府参考人(青木豊君)

最低賃金は最低限度の生活を保障するものであります。モラルハザードの観点からも、労働者の生計費については生活保護との整合性が問題となるということでありまして、今般の改正におきましては、地域別最低賃金を決定する際に考慮すべき要素の一つであります。この生計費について、生活保護に係る施策との整合性に配慮するということを明確にいたしているわけでありまして、

お話ありました生活保護との関係でありますけれども、地方最低賃金審議会における調査審議に当たりまして、考慮すべき三つの要素のうち一つでありますこの生計費については、最低賃金法については、生活保護に係る施策との整合性に配慮するという書きぶりとしたしておるわけでありまして、これは御指摘ありましたように、最低賃金は生活保護を下回らない水準となるよう配慮する趣旨でございます。

○石井みどり君

最低賃金制度の見直しの中でよく諸外国との比較が行われますが、先般の委員会でも、アメリカの連邦最低賃金のことに言及をされたと思えますが、このアメリカの連邦最低賃金も引上げが行われたところでありまして、ただ、これをすべて日本の最低賃金と比較をするということとは少し無理があるかというふうにも思っております。

例えば、アメリカの連邦最低賃金というのは、日本と違って売上げが年商五十万ドル未満の事業所には適用されない。しかし

ながら、日本では一人の労働者でも雇用していれば最低賃金以上の賃金の支払が義務付けられているわけでありまして、やはり単純な比較はできないかというふうに思いますが、しかしながら、働く人を守るという観点においてはやはり我が国の最低賃金の引上げを行っていくべきだと思います。

その引上げの手法については、例えば千円というような金額も出ていたかというふうに思いますが、いきなり大幅に上げるというようなことではなく、やはり地域の実情、また日本の中小企業の事業主の事業経営、ここで働く方が大変多いわけですので、その働く方々の雇用を守るというそういう観点からも、中小企業の企業経営の環境とこれを併せて最低賃金引上げを行っていくということが私は現実的ではないかというふうな思っておりますが、いかがお考えでしょうか。

○政府参考人(青木豊君)

最低賃金はすべての労働者について賃金の最低限を保障する安全網としての役割を果たすということでありまして、今般この役割を地域別の最低賃金が担うというふうに整理をいたしまして、各地域ごとに決定することを義務付けるなど必要な機能強化を図っております。

この具体的な水準については、地方の最低賃金審議会における地域の実情を踏まえた審議を経て決定されるものでございまして、今回法案も成立した時点には、審議会においてこの法改正の趣旨に沿った審議が行われまして、その結果に沿って現下の雇用経済情勢を踏まえた適切な引上げ等の措置が講ぜられるということになるというふうに思っております。

今年の二月に取りまとめられました成長力底上げ戦略では、成長力底上げ戦略推進

円卓会議におきまして、生産性の向上を踏まえた最低賃金の中長期的な引上げ方針について政労使の合意形成を図り、その合意を踏まえて最低賃金の中長期的な引上げに関して、産業政策と雇用政策の一体的運用を図るといふようにされており。

生産性の向上は、最低賃金の決定に当たっての考慮要素である通常の事業の賃金支払能力の向上であり、あるいは労働者の賃金の上昇につながるものであります。中長期的にはこうした取組の成果としての生産性の向上に見合った最低賃金の引上げがなされるものと期待をいたしております。

○石井みどり君 今の成長力底上げ戦略についてのことで、最低賃金を引き上げるためには、やはり先ほども申し上げた経営環境の整備という観点からも中小企業対策が非常に重要になってくると思います。

先般の委員会でも、この中小企業の実態の向上とともに最低賃金の引上げを図る、今御説明があった成長力底上げ戦略についての御議論があったかというふうな記憶しておりますが、この中小企業の実態の向上と最低賃金の中長期的な引上げの基本方針というところに関しまして、中央及び地方での成長力戦略にかかわる円卓会議でどのような意見が出たのか、そのことについての御紹介をいただければと思います。

○政府参考人（山崎史郎君） お答えいたします。

御指摘の成長力底上げ戦略の円卓会議でございますが、この場では中小企業の実態の向上と最低賃金の引上げもテーマとなっております。政労使間で議論が行われている状況でございます。その中で、例えばこれは労働側でございますが、最低賃金にしましては労働者の生計費に即した水準とすべきではないか、生活保護水準との逆転現象を解消すべきではないかとい

った意見が出されております一方で、特に経営者サイドの方からは、最低賃金の引上げに当たりましては中小企業の実態の向上、これを先行又は同時に進めるべきではないかと、こういう意見が出されているところがございます。

また、各都道府県で開催されております地方円卓会議、これはこれまで一回若しくは二回開催されてございますが、そこにおいてもほぼ同様の御意見がございまして、各地域の実情でございますが、それに加えまして、例えば若年者の雇用の促進でありますとか地域における雇用拡大、経済の活性化、こういったものが必要であるところ、こういう御意見が出されているところでございます。

○石井みどり君 ただいま御紹介いただいた意見というのは、それぞれの地域や職場に根差した貴重な御意見であろうかというふうに思いますが、この御意見を基本方針の取りまとめに適切に反映させるべきだということに思っておりますが、基本方針への具体的な内容についてはどのようにお考えでしょうか。

○政府参考人（山崎史郎君） お答えいたします。

御指摘のとおり、今回の円卓会議では中小企業の実態の向上と最低賃金の中長期的な引上げの基本方針を政労使でまとめていくと、こういう合意形成がなされている次第でございます。

具体的内容に関しましては、御指摘のとおり、いろいろな様々な地域における意見等も踏まえまして今後更に労使間を始め関係者間で検討させていただいて、年内を目途に取りまとめたいと、このように考えている次第でございます。

○石井みどり君 是非ありある合意というのを取りまとめたいと、このようにお願いしたいと存じます。

今お話のするあった成長力底上げ戦略に掲げられた施策、この実効性について伺いたいと思っております。

よく言われる縦割り行政というのではなく、省庁の枠を超えた政策パッケージを取りまとめたいというのは大変な御苦労があるかと思っておりますが、一歩問題は、どんなに政策を打ち出しても、政策を作っただけ、やり放しということでは実効性というところでは大いに疑問があるかと思っております。やはりきちんと、どれだけその政策が効果があったのかという事後の評価ということも行われて、そして効果がなかったもの、あったものをきちんと検証して、そして貴重な税金を効果があるところに使っていただきたいというふうに思いますが、この成長力底上げ戦略においては、やはり中小企業の実態の向上ということが非常に重要でございまして、この成長力底上げ戦略に盛り込まれた各種の中小企業対策の成果あるいは中小企業の実態の向上というものをどのように測定して評価していくかというのをまずはお使いにならうと思っております。

そして、これはやはり二月にこの戦略は策定されたというふうな認識しておりますが、中小企業の方にお聞きしたいのは、さっき申し上げた、単に戦略を策定してそれで満足して終わりというのではやはり困る、しっかりと成果を上げていただいて、やはり地方の中小企業、これ頑張っていただかきやいけないために、数値目標を掲げて取り組んでいただきたい、その施策を示して、その後やはり達成状況をきちんと評価をしていただきたいというふうな思いでございますが、その辺りのお考えをお聞かせいただきたいと存じます。

○政府参考人（山崎史郎君） お答えいたします。

まず御指摘の点でございますが、生産性という面では、最終的には労働生産性というの

つの指標になるかと考えている次第でございます。具体的には、これは付加価値総額を総労働時間で除したものでございまして、労働者一人当たり一時間当たりの付加価値額の伸び率、これが基本的にはこの生産性を示すものというふうな考えている次第でございます。

ただ、この数値自体は非常にマクロ的な数値でございます。正に御指摘の政策面での評価という点でございます。まさしくこういう生産性を上げていく政策、各政策ごとに当然それぞれの評価が必要となつてまいります。例えば、IT化の推進でありますとか新規事業の創出といった、まさしく付加価値を高め更に省力化を進めていくと、こういう各政策ごとの正に目標を設定し、それを評価していくという形で、私ども内閣府と関係省庁連携しまして、これについて政策的なフォローを行っていくという体制でございます。

○政府参考人（長尾尚人君） 経済産業省といたしましては、本年二月の成長力底上げ戦略を踏まえまして、今月十三日に、中小企業の実態の向上に向けた取組を加速する道筋を示します中小企業生産性向上プロジェクトを取りまとめまして、公表をいたしたところでございます。委員御指摘のとおり、単に戦略を策定するだけじゃなくしっかりとした成果を上げると、そういったような観点から、本プロジェクトにおきましては、可能な限り数値目標を掲げて取り組むべき施策を示しまして、平成二十一年度までの三年間集中的に施策を講じていくというふうな考えているところでございます。

例えば、平成二十一年度までに小規模企業の約一割に相当いたします三十万社にITを活用した財務会計の普及、整備を図るといったこととか、中小企業地域資源活用プログラムによりまして五年間で千件の新しい事業の創出を図っていく、そういった支援策を実施してまいります。

こういったような取組を含めまして、予算、金

融、税制等の政策資源を有効活用いたしまして、総合的に施策を実施し、中小企業の約二割に相当します合計八十万社の中小企業において、生産性向上に向けた前向きな取組が創出されることを目指してやっていきたいと思っております。また、事後的にその実施状況に關しますフォローアップもしっかり行ってまいりたいというふうに思っております。

○石井みどり君 今伺ったところ、成長力底上げ戦略というのは、やっぱり非常に、最低賃金の引上げとともに中小企業の生産性向上を同時にお進めになるということなので、政策として非常に重要だということに思っておりますが、何事もやはり実行力を伴ってやっていただくということが重要であろうかと思っておりますので、今後とも中小企業対策の推進を切に願いをしたいと存じます。

それでは、最低賃金に關しまして、改正案におきましては、この法違反に關して労働者からの申告権を保護する規定を新たに設けるということなど、働く人を守るための手当てがなされていると思えます。

しかし、さっきも申し上げたように、政策あるいは法律というものは、せつかく作ってもそのことがやはり生きてこなければ何の役にも立たないというふうに思えます。最低賃金を引き上げても、そのことを働く人が、その地域で幾らが最低賃金なのか、今もらっている自分の賃金が違反しているかということも知らなければこの規定を設けても全く意味がないということになります。この最低賃金時給幾らというようなことを、よく労働基準監督署辺り、あるいはハローワークに行くといろんなリーフレットが並んでいます。そういうところでもきちんと明示してあるようなリーフレットを見掛けませんが、ただリーフレットを作って置いただけというのは、これはやはりそこに行っただけで知らないということになるかと思えます。やはり、このことを働く方々にきちんと知っていただく、そのこ

とも大変重要だというふうに思っておりますがいかがでございますでしょうか。

○政府参考人（青木豊君） 最低賃金制度は、すべての労働者の賃金の最低限を保障するセーフティーネットでありますので、最低賃金の履行確保が大切であるというふうに思っております。

そういう観点からも、委員御指摘になりましたように、その周知広報というのは大変重要であるというふうに考えております。このため、従来から、ポスターへの掲示だとか、あるいはリーフレットの配布、あるいはホームページへの掲載などによりまして、最低賃金額の周知を行ってまいりました。地方公共団体に対する広報誌への掲載依頼なども行ってまいりました。様々の周知広報活動を行ってきているところでございます。

今後とも、労働者あるいは使用者団体それから民間団体など、広く国民に対しまして、インターネットや広報媒体なども活用しまして、御指摘のとおり、現在適用されている最低賃金額が分かるように周知徹底を図ることとしていたしまして、広報を実施していきたいというふうに思っております。

○石井みどり君 是非、今の時代ですから、様々な媒体を使って周知をしていただければと思います。

さて、最低賃金からする最後の質問をさせていただきますが、今後もやはり、この最低賃金ということはやはり引き上げていって、働く人が本当に元気で働いていける、そのことを守っていかなくてはいけないと思えますが、この最低賃金引上げに向けた今後の取組とか、そういった厚労省の御見解を伺えればというふうに思います。

○政府参考人（青木豊君） 今般の改正法案におきましては、最低賃金制度がセーフティーネットとして十分に機能するように、地域別最低賃金について、その水準について生活保護との整合性も考慮して決定するということを明確に

したわけでございます。

具体的な水準については、これは地方最低賃金審議会において審議を経て決定されるというものであります。今回の法案が成立した暁には、法改正の趣旨に沿った審議が審議会においてなされて、その結果に沿って現下の雇用経済状況を踏まえた適切な引上げ等の措置が講ぜられるというふうになると思っております。

また、成長力底上げ戦略推進円卓会議におきまして、中長期的な引上げ方針について政労使の合意形成を図りまして、最低賃金の引上げに取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○島尻安伊子君

さて次に、最低賃金法改正法案に関連してお聞きをしたいと思います。

今年八月十日に取りまとめられました中央最低賃金審議会の答申において、平成十九年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安ということで、沖縄県を含むDランクというものについては、時給六円から七円の引上げが示されまして、沖縄県では結果として八円の引上げ、全国加重平均では時給十四円の引上げがなされたところでございます。昨年の最低賃金改定というのを見てみましたけれども、済みません、地元沖縄ということでも、誠に申し訳ありませんが、沖縄県は時給二円の引上げだったと、それで全国加重平均は時給五円の引上げということでございましたので、今年は何年にも引上げなかったのかなということが感じられました。

さて、先日の審議でも、最低賃金の決定をしていくのは地域の審議会であるという議論でございましたが、今年、全国加重平均で十四円の引上げとなった地域別最低賃金の改定について、まず政府の御見解をいただきたいと思っております。

○政府参考人(青木豊君) 今委員が御指摘になりましたように、平成十九年度の地域別最低賃金は加重平均で十四円の引上げということで中央最低賃金審議会が目安が答申をされまして、その後、各地方の最低賃金審議会がこれを参考にしつつ地域の実情を踏まえた審議が行われて具体的な金額というものが決定され、御紹介があったようなおりの結果となっております。

今年の地域別最低賃金額の改定につきまして、中央最低賃金審議会に對しまして、現下の最低賃金を取り巻く状況を踏まえ、成長力底上げ戦略推進円卓会議における賃金の底上げに関する議論にも配慮した調査審議をお願いいたしまして、審議会におきましては、従来の考え方の方の単なる延長線上ではない議論が行われまして、賃金改定状況調査結果を重要な参考資料として、地域別最低賃金と実際の賃金

分布との関係にも配慮して、様々な要素を総合的に勘案した結果といたしまして、これまでと比べればかなり大幅な引上げとなる目安を取りまとめられたものと認識しております。

地方の最低賃金審議会におきましても、このように目安を十分に参考として審議が行われたというふうな認識をいたしております。

○島尻安伊子君 (二)で、ある有名自動車メーカーの今年の春闘はベースアップが千円というような報道がありました。ちなみに沖縄県の今年の引上げ額は時給八円ということでございますので、これを単純に月二百時間働くと仮定して計算をいたしますと、ベースアップに相当するという計算を見させていただきました。賃金は個々の企業で労使が話し合って決めるものでありますので単純な比較は適当ではないかもしれませんが、この計算を見たときに、今年の引上げは沖縄の地方最低賃金審議会が様々な要因を考慮しての決断といたしますが、決定だったんだろうなというふうな思っております。

(三)点、総合的に見せていただきますと、今後ますます地方の最低賃金審議会の役割が重くなっていくだろうというふうな思われるところでございます。そこで政府が、この地方最低賃金審議会の重要度といたしますか、どれだけ重要に考えているかということをお聞きしたいと思います。

○政府参考人(青木豊君) 地方の最低賃金審議会におきましては、中央の最低賃金審議会の目安を参考としながら、その各地域の実情を十分踏まえて、審議を経て具体的な水準の額を決定することとされていくわけでございます。

様々な議論、状況がございます中で、そういった今回の法改正の趣旨にも沿った適切な引上げ等の措置がなされる、そのためには、お触れになりましたような地方最低賃金審議会の役割というのやはりまた一層重要になってくるというふうな思っております。

○島尻安伊子君 ありがとうございます。

改正法案第九条二項にあります地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金の支払能力を考慮して定めなければならないというふうな規定されておりますとおり、その地域の事情それから雇用状況を十分に考慮して結論を出していただきたいと思いますというふうに思っています。

沖縄県におきましては依然雇用状況というのが厳しい中にあるものでございますから、どうぞ労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金の支払能力ということをいま一度重要な決定事項の一つとされなければいけないだろうなというふうな思っているところでございます。

地域の雇用情勢ということでもちよつと関連してお聞きをしたいわけでございますけれども、今年の八月に地域雇用開発促進法というの見直されておりますけれども、この進捗状況についてお聞かせいただけますでしょうか。

○政府参考人(岡崎淳一君) 前の国会で成立させていただきました地域雇用開発促進法でございますが、八月から施行されております。

各地域で、雇用開発促進地域あるいは自発雇用創出地域というのは、それぞれ各県なりあるいは市町村なりが計画を作りまして、それに基つきまして国の方で同意をすると、こういう仕組みになっておりますが、それぞれ各地域、特に雇用の厳しい地域におきましては既に計画が作られて国の方が同意をして、そのそれぞれの計画に基づきまして様々な支援を実施しているというのが現在の状況でございます。

○島尻安伊子君 先ほども最低賃金のところで触れたDランクといいますが雇用情勢が特に悪い地域というところについては、やはりこの地域雇用開発促進法というのが本場に頼みかなというふうにも思っております。

その中で、ちよつと地元沖縄に限って大変恐縮でございますけれども、この新パッケージ事業というふうな聞いておりますけれども、ちよつとこの具体的な案についての御説明をいただけます

でしょうか。

○政府参考人(岡崎淳一君) 今御指摘の新パッケージ事業でございますが、自発雇用創出地域という地域を指定いたしますと、そこで市町村とかあるいは地域の経済団体等が共同して事業を行うと、これに国といたしましては事業を委託するという形で地域における自発的な雇用創出を進めていくと、こういう仕組みでございます。

沖縄におきましては、今回の新しい法律に基づくものとそれから従来から似たような事業をやってきた部分の引き続きでやっている部分と両方あるわけでございますが、本年度におきましては、八つの地域におきまして具体的にこの事業を進めているという状況でございます。

例えば、那覇市におきましては「那覇から拡がる「新沖縄県産業」雇用拡大事業」というようなことで取り組んでおられますし、例えば名護市におきましては「ヤンバルの中核都市・名護市の活性化と雇用創出事業」というようなことで、これは昨年度からでございますが、事業に取り組んでいるというふうなことであります。

八つの市あるいは村におきまして、それぞれ地域のいろんな観光資源でありますとか地場産品等を活用しながら雇用の創出に向けた努力をされていると、こういう状況でございます。

○島尻安伊子君 ありがとうございます。

(四)この地域雇用開発促進法でございますけれども、改正後、雇用情勢が特に悪い地域とそれから雇用創出に向けた意欲が高い地域というふうなに分けるのか、その垣根といたしましてはどうかあるのかちよつと教えていただけますでしょうか。

○政府参考人(岡崎淳一君) 雇用開発促進地域の方は、基本的にその有効求人倍率を見ましてその低い地域を対象にするということにいたしております。支援の中身も、当該地域におきまして新たに事業場を設置あるいは整備をする事業主に対する支援を行うと、こういうことで考えているところでございます。

一方で、自発雇用創造地域の方でございませうが、これは個々の事業主ではございませんで、地域が協力して自発的に様々な工夫をしていくと、こういうことでございませうので、有効求人倍率の基準としましては雇用開発促進事業より少し高めのところまで入れるということにしよう、各地域の自主性がございませうので、市町村等が経済団体等と協力してそれぞれの地域のいろんな地場産品とか観光資源を活用してそういう努力をするという部分を含めまして指定基準にしているというところが違います。したがって、その支援の内容も、その地域の中で何か事業主がやるということではなくて、その市町村とか経済団体が協力しながら雇用創造に向けて行う事業を支援すると、こういう形を取っているということでございます。

○島尻安伊子君 ありがとうございます。

ここにちよと資料を見せていただいています、地域雇用創造推進事業の概要というのがあるんですが、その事業内容の中に人材育成メニューというものがございませう。やはりその雇用を考えるときにやはりこの人材育成というのは大変に重要なところでございませう、ここに書いてあるこの人材育成メニューというものをもう少し詳しく説明していただけますでしょうか。

○政府参考人(岡崎淳一君) 地域で産業が振興されていくというためには、その地域で人が、求職者が多いというだけではなかなかその事業が進んでいかないわけでありまして、それぞれの地域で必要とされる、その地域で興そうとしている産業に必要とされる人材としてやっていくようにしていくことがないと、結局地域としての産業は起きていかないと、こういうことでございませう。

したがって、例えば観光産業を興していくといった場合には、例えば地域の観光資源についての例えばガイドができる人材が必要だということであればそういう観光ガイドができる人材を育成していくとか、それぞれ地域地域で必要とする人材は違いますが、全国的なメニュー

ーでの職業能力開発メニューとは少し違いますが、その個々の地域で観光産業なら観光産業、地場産品なら地場産品、それをどうやって生かしていくかということの、それぞれの地域の状況に応じた人材育成が必要だろうと。

したがって、この雇用創造推進事業の中の一つの重要なメニューとしまして、地域地域の必要な人材を育てるいろんな研修でありますとか講習、あるいは地域内では難しい場合にはほかの地域に派遣してそこでいろんな知識、技能を学んでいくと、そういったような柔軟性を持つていろんな地域が必要とする人材育成ができるようなメニューにしておりますので、あとは地域のそれぞれの工夫によりましてこういったものを生かす必要とする人材を育成していただければ非常にいいのではないかと、こういうふうにご考えているとございませう。

○島尻安伊子君 何度も触れますが、やっぱり特に沖縄においての人材育成というのが今後その雇用の促進という観点からも大事になっていくというふうに思っていますので、まあ重ね重ねでございますけれども、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

こういういいますのも、その一方で、ちよと離れませうけれども、例えば地域のその雇用情勢のちよとグラフを見せていただいたことがあるんですけども、群馬県ですか、横ばいだったのがぐんと上がったグラフを見せていただいたことがございませう、これはなぜなのかと質問したら、大型電気店が進出してそこの雇用数が増えたという説明を受けたんですけども、もちろん沖縄にもこの大型店は進出をしているんですが、内容は、人材があるなしにちよと離れるんですけども、地元からの採用が少ないんですね。

このお店に行ってみますと、名札を置いていて沖縄の人というのがすぐに名字で分かるものですか、ぱつと名札を見たときに本土からかといいますか、地元採用でないというのが明らかに分かるわけで、その数がとても多いんですね。なので、地元としてもその人材育成というのはこれ

から課題になっていくだろうというふうにも思いますが、一方で、是非その雇用状況を改善するためにこういった大型店進出のときには地元からの採用をお願ひしたいということもまた働き掛けをお願ひしたいと思うんですが、この点いかがでしょうか。

○政府参考人(岡崎淳一君) 群馬県の例をお挙げになりましたけれども、群馬県の場合、若干特殊要因でございませう、御指摘の全国規模の量販店の本社があるんですが、この会社につきましては、各地域地域のお店の人員を含めて全部本社で一括して求人票を出されているということでもあります。したがって、現実には、群馬県内での求人ではないものもいったん群馬県の求人として上がっているがために群馬県の求人数が上がっている。

しかしながら、御承知のようにハローワークは全国ネットワークでございませうので、求人受付場所でする求人数が上がるのとは別に、各地域地域、当該量販店も別に群馬県内で募集しているわけではなくて、各店舗店舗で募集されておりますので、これはハローワークの全国機能の中できちんと各地域に振り分けまして、その地域のハローワークがそのお店が必要とする人材を求職者の中から紹介すると、こういうことにはしております。

しかし、おっしゃるようには、沖縄の場合、一つには、地元若い方を含めて相当多くの求職者がいる中で、その方々がなかなか沖縄に進出した産業に就職できないという御指摘の問題も一方であるのは事実でございませう。その辺につきましては、やはり能力開発等も進めながら、沖縄県で住んでいる方の就職に結び付くような形、これは、それはそれで努力していきたいと、こういうふうにご考えております。

○島尻安伊子君 ありがとうございます。

先ほど最低賃金のところで触れたように、やはりDランクに入っている、そういう自治体には是非、先ほどもお話したような大型店舗が行くときとか、大勢の雇用を必要とする

きには地元からまず雇用していただきたいという要望をここでお話をさせていただきたいというふうに思っていますので、よろしくお願ひいたします。

○津田弥太郎君

そこで、次に最賃法について御質問をさせていだきたいと思います。

この最低賃金法の改正案が可決、成立した暁には、最賃制度が適切に機能する中で、我が国のあらゆる労働者が健康で文化的な最低限の生活が営むことができるよう、これは当然強く求めるものであります。現時点で都道府県別の最低賃金が最も高い東京都七百三十九円、最も低い秋田県六百十八円、これを例に取ってみまして、最低賃金額で働く単身者の一か月の収入と費目ごとの支出を示した生活モデルがあるかどうか、政府委員、お答えください。

○政府参考人（青木豊君） 一か月の生活モデルというお話でございました。

今お触れになりましたように、東京都七百三十九円が時間当たりの最賃額であります。これを仮に一日八時間で一月二十二日働くとして機械的に試算しますと、十三万六千四百円ということになります。秋田県と同様に考えますと、六百十八円時間当たりでありますので、十万八千七百六十八円であります。

お尋ねの単身世帯における一つの生活モデルとしましては、各都道府県人事委員会が算出した標準生計費が挙げられると思いますが、これによりまして、東京都におきましては、食料費が二万八千四百五十円、住居関係費が二万八千二百五十円、被服・履物費が六千九百九十円、それから保健医療、交通・通信、教育、娯楽関係費などの雑費Iと言われるものが三万五千二百円、それからその他の交際費等の雑費IIと言われるものが一万一千四百十円、合計しますと十万九千五百円でございます。それから、秋田市におきましては、同様に、食料費が二万六千二百六十三円、住居関係費が二万七千二百三十三円、被服・履物費が四千八百六十六円、雑費Iが二万六千四百五十五円、雑費IIが二万一千八百四十四円、合計して十万六千四百一十一円ということになっております。

○津田弥太郎君 大臣、今、青木局長の方から言いました。東京都の食料費二万八千円余、秋田県二万六千円ということは、一日当たり

食費は千円切るわけですね、九百幾らですよね。それから、住居関係費というのは、東京が二万八千円で秋田が二万七千円で、千円しか違わないのね。これも常識ではちよっと考えられないし、この住居関係費の中にはいわゆる水道光熱費あるいは電話代、これらも入ってくるわけ、まあ皆さん、どう考えても電気料、ガス、水道、電話、これだけで一万円以内に収められるんじゃないことはあり得ない。絶対超えちゃう。

とすると、どう考えたって住居費というのは一万五、六千円という話なんです、家賃が、東京で。果たして今、東京都の全不動産屋に当たった場合に家賃一万五千元で貸してくれるところがあるんだ。私は、全部不動産屋当たつてないけれども断言できる、一軒もない。これで健康で文化的な最低限度の生活かという話になるわけですよ。

だから、これは大変、やっぱり標準生計費という形で出てきているもの、特に住居費の部分については、これは実態と私は懸け離れているし、か思えない。大臣が政府委員の答弁を踏まえて可能であるというふうに答えざるを得ないのかもしれないんだけど、やっぱり人間外添要一としては、これはやっぱりクエスチョンマークが付くよなという話になると思うんですが、いかがですか。

○国務大臣（舛添要一君） これは各地域の最低賃金の審議会が決めて、実は今の秋田県、東京都の標準生計費のモデルも、これは実はその最低賃金の審議会の参考資料として供されたものである。したがって、このまま額面どおり読めば、秋田県が十万六千四百一十一円に対して最賃が十万八千七百六十八円ですから、それを超えているというように形になるんだろうと思えます。

ただ、委員が御指摘のような点も踏まえま

て、この法案が法律としてきちんと成立した暁には最低賃金を引き上げる方向で各地域の審議会にも努力をしていただく。それから、成長力底上げ戦略ということで、産業政策と雇用政策というのをきちんと調和してやろうということをおっしゃいますから、この法案を武器にして少しでも短期的そしてくつ中長期的に最低賃金の引上げが実現できるように最大の努力をしてまいりたいと思います。

○津田弥太郎君 ちよっと大臣、口ごもっている。とても、こういう計算式というのは何らかのそれは根拠があつて出されている数字であるということとは分かります。ただ、これどう考えても、東京と秋田とでは最低賃金が百二十一円違うんですよ。東京の標準生計費が十万九千円で秋田の標準生計費が十万六千円、これどう考えてもおかしいですよ。おかしいですよ。東京はもつと高いのは当たり前なんです。こんな金額で収まるわけがないんです。秋田だって、ちよつともうとてもじゃないけれども、私、秋田県の人をたくさん知っていますけれども、こんな金額では現実にはこれはもうあり得ない。

だから、本当に健康で文化的な最低限度の生活を営むに足るということを考えるならば、やはりそもそもこの標準生計費そのものについての算出の在り方、常識が通用した数字が出るように是非検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○政府参考人（青木豊君） 先ほどちよつと申し上げましたように、標準生計費は、これは各都道府県的人事委員会が算出している数字でございます。これを参考にして、大臣からの御答弁もありましたように、各審議会がこれを参考にしながら議論をさせていただくということでありませう。

今般お願ひをしております最低賃金法の改正案におきましては、生活保護との整合性ということ、生活保護との関係を重視して十分議論していただくということにいたしているわけでございます。そういう意味では、秋田を始め、

生活保護と逆転しているようなところがございますので、そういうことでありますので、そういうもろもろの数値を参考にしながら底上げの方向で議論をさせていただくというふうに思っております。

○津田弥太郎君 秋田県の隣は山形県ですから、岸副大臣、是非、山形県も秋田県の次に最低賃金低いですから、ちゃんと聞いてください。

青木さん、念のために確認したいと思うんですが、先ほどおっしゃった、東京都と秋田県の最低賃金で働く労働者というのを、生活モデルによつて、一か月百七十六時間掛ける秋田県は六百十八円ということ、数字をお示しになりました。これ、そういうことになると、この労働者は一年間では何時間働くんでしょう。

○政府参考人（青木豊君） 一日八時間の二十二日稼働ということで百七十六時間としておりますが、これは一月でありますので十二倍して、年間二千二百七十二時間となります。

○津田弥太郎君 そうですね、これはもう単なる掛け算の話です。つまり、十二倍をすれば二千二百七十二時間になる。一方で、青木労働基準局長の最も重要な担当法律である労働基準法、ここでは一部の特例を除いて週四十時間労働が定められているわけでありませう。上限一杯一年間働いた場合でも、年間の労働時間というのは、週四十時間をベースにして計算をすれば二千八十五時間になるわけでありませう。この二千八十五時間と先ほどおっしゃった二千二百七十二時間の間には二十七日時間の差があるわけでありませう。

したがって、この最低賃金額を支給をされる労働者が、そもそも労働基準法を上回る労働時間を働くことが前提で計算をされるということに私は問題があるのではないのかなと。二千百七十二時間じゃなくて二千八十五時間で計算をすれば、更に一時間当たりの単価は上がってくるわけでありませう。そういう計算をすべきではないかというふうに私は思うんですが、青

木さん、いかがですか。

○政府参考人（青木豊君） 確かに委員御指摘のように、そういう時間で計算をすれば単価は上がってくるということは当然だと思います。

私も、地域別の最低賃金額が時間額で定められているということで、一方で生活保護の基準が月額で定められているということで、この両者の比較に当たっては最低賃金を月額に換算して比較を行う必要があるということで、先ほど来議論になっていますようなやり方で計算をしていったわけでありませう。

具体的な生活保護との整合性については、委員御指摘のような考え方も含めまして、中央最低賃金審議会、それと地方の最低賃金審議会でも十分議論をしていただいで具体的なものを決めていただきたいというふうに思っております。

○津田弥太郎君 私、長野県で最低賃金審議会の委員六年間やってきた人間ですから、あの議論の場を私、直接やっていますからよく分かっているんです。議論になるんです、この時間の問題が。

これ、それぞれの都道府県の最低賃金審議会がこのことが議論になると、労働局の方から、いや、そうはいつでも中央でこのように定められておられますというふうに言うんですよ。そうすると経営者の皆さんがにこにことして、それ見たことかというふうになって、週四十時間あるいは今二千八十五時間という数字を使っても、これは決して間違っていないわけですよ、間違っていないんですよ。

だから、より最低賃金を引き上げるという意味では、まずこの時間換算の部分で、これまでのやり方を変えていくということがこの今回の法改正のもと引き上げなければいけないというところにつながっていくわけですから、ある面では一番機械的にやれるところでありまして、今おっしゃったように、中央最低賃金審議会並びにそれぞれの都道府県の審議会では是非ともその時間についても労使で話し合えるようにしていただきたいと思います、いかがですか。

○政府参考人（青木豊君） まずは中央最低賃金審議会に御審議をお願いし、具体的に当てはめ等、地方の最低賃金審議会でも十分御議論いただくようにしたいというふうに思っております。

○津田弥太郎君 今日、資料を配付をさせていただいております。これは、金融広報中央委員会が昭和三十八年から調査をしている、世帯ごとの貯蓄の有無についてであります。

この右側の貯蓄ゼロ世帯の推移を見ていただきたいわけですが、平成十三年に貯蓄ゼロ世帯は一六・七％と大幅に上昇し、さらに、平成十五年に二一・八％、急上昇し、高止まりをしているということになります。もう御案内のように、この平成十三年というのは小泉内閣の発足をした年でありまして、平成十五年というのは小泉総理が自民党の総裁選で再選をされ、内閣改造を行ったところでありまして。この貯蓄ゼロ世帯は当然ながら家計収入の多寡と強い相関関係があり、直近の平成十八年の調査では、年収三百万円未満の世帯では実に三六・七％が貯蓄ゼロになっているということになります。

私は、社会全体が高福祉化していき、セーフティネットの網目が狭まっていくという状況であるならば、貯蓄ゼロ世帯の深刻さももう少し違ったものになってくるかもしれないというふうな考えるわけです。しかし、三年前の年金改正、二年前の介護保険法改正、障害者自立支援法の制定、そして昨年の医療法改正、いずれもこれ財政上の観点から負担の引上げあるいは給付の切捨てという方向での制度改革が行われているわけでありませう。したがって、日本人は、多少の蓄えがないと不安でしょうがないということ、貯金は割とする方だったんです。ところが、現実にはこの貯蓄ゼロ世帯がこのような増えてきているという、こういう状況になっているわけでありませう。

大臣は、この貯蓄ゼロ世帯の増加についてどういう認識をお持ちかということ、これが第一点、それから、貯蓄ゼロ世帯の増加を始めたとした格

差の拡大につながるあらゆる指標について注意深くウオッチをしていただいて、個々の制度だけではなくて、雇用あるいは社会福祉の各制度間の連携、さらには税制も含めた有機的な連携によつて対策を行うべきだということに考えますが、これが二点目、いかがでしょうか。

○国務大臣（舛添要一君） 今委員がお示しいただきましたこの貯蓄ゼロ世帯のパーセンテージ、ここまで大きな数字かというふうに非常に私も深刻に受け止めております。

これが何が原因であるかというのはもっと分析をしないといけないと思っておりますけれども、いわゆる格差の問題、これは今の日本が直面している大きな問題であつて、きちんとこれには対応していかなければいけないと思っております。

それで、最低賃金法もその一つでしょうけれども、やはり社会保障制度全体、これが最後のセーフティネットとなつて国民の生活を守る。そして、これが正に政府の仕事であると。高度経済成長のときには企業がこの役割を担ってきた。しかし、企業がもはやいろいろな理由からそれが担えなくなった以上は、中央、地方を問わず、政府がきちんとやるべきである。そういう意味で、政府の仕事というのは、単に小さな政府、大きな政府というような単純な分け方ではなく、緻密な議論をもつてセーフティネットの構築に当たりたい、こう思っております。

○津田弥太郎君 分かりました。

最後の質問に入りたいというふうに思います。成長力底上げ戦略推進円卓会議、先ほども与党の方からも御質問がございました。いわゆる円卓会議の件でございます。これが本年三月に首相官邸の下に設置をされて、実は私の出身組織のJAMの会長もメンバーになっておられるわけでございます。ちよつとやりにくいんですけれども、積極的な議論が行われているのだなということでも承知をいたしております。

ただし、この最低賃金制度については、中央最低賃金審議会における目安審議を経た上で地方最低賃金審議会でも毎年額を改定するという枠組みが

従来から確立をされておりますし、この本法律案の施行後も引き続きそうした枠組みが堅持をされるという答弁がこれまで委員会でもございました。私は、こうした最賃決定の枠組みが堅持されることに私は賛成をするものであるわけでございます。

それで、この円卓会議というのは、この最賃決定の枠組みの外において最低賃金の引上げに極めてプラスになるんだっつたらいいんだけども、大丈夫かな、ちよつとクエスチョンマークがなくもないんです。先ほど私申し上げました、長年の勘の話を。働く人の言い分が八割、経営者の言い分が二割、そこが大体の落としどころ。一万円の要求をしたときには八千円ぐらいがいいところだよ、これが大体の落としどころなんです。こういう意味で、この円卓会議が経営者の言い分は二割以内に収める、働く者の言い分を八割聞いたところでの話が出てくるんじゃないんだけれども、五分五分では困るんだ。

その辺について、この円卓会議が最低賃金の大幅な引上げに寄与する議論の場となつていくのかどうか、是非とも大臣の認識をお伺いしたいと思っております。

○国務大臣（舛添要一君） これまでの法案審議の過程におきましても、最低賃金の引上げというのが経営者の立場から見ると経営を圧迫するんではないかと、こういう議論が何度かあったように記憶をしております。

しかし、この円卓会議においては、政労使で最低賃金を引き上げるんだと、そういう合意形成の下に産業政策とこの雇用政策を、モノナイスさせるということになりますし、その方向で力を合わせるということですから、委員の御懸念には及ばないというふうに私は申し上げておきたいと思っております。

○津田弥太郎君 終わります。

○川合孝典君 民主党・新緑風会・日本の川合孝典でございます。

津田委員の後は大変やりにくいわけですが、この労働二法の審議において発言の機会をちよだいいたした先輩の皆様感謝しつつ、質問を始めさせていただきますと思

冒頭、通告していただきました順番と少し変えさせていただきます。まず政府委員の方の御質問から始めさせていただきますというふうに思

最低賃金法に關してということですが、最低賃金法の周知徹底に關する問題について御質問を申し上げます。

先ほど来お話が出ておりますが、政府が今年の二月に立ち上げられた成長力底上げ推進円卓会議では、最低賃金について、最低賃金法の改正に加え、最低賃金の周知徹底を行い、そして最低賃金の引上げに向けた取組を行うということを指摘されているわけでございます。

一方で、履行の実態ということ調べてみますと、最低賃金の履行実態、今年六月の一斉監督の結果、六・四%の事業所で違反が指摘されている、都道府県によっては一〇%を超えるような県もあるということでございます。

せっかく今回、最低賃金法の見直しを行い充実を図ったとしても、その結果として違反事業所が増加するようではこれは何の意味もないわけでございます。それだけに、いかにして最低賃金の周知徹底を行うのかということが大変重要になるものと私考えております。

政府として、本法案が成立しました後には、一体どのようにして最低賃金の周知徹底、特に最低賃金遵守のための事業所への指導強化を行われるのか、この点について具体的な方策をお伺いしたいと思います。

○政府参考人（青木豊君） 最低賃金制度は、すべての労働者の賃金の最低限を保障するセーフティネットでございます。その履行確保ということは大変大切でありますし、そういう観点

からも、御指摘のように、周知広報は極めて重要だというふうに思っております。このため、従来からポスターの掲示だとかリーフレットの配布、あるいはホームページへの登載などによりましてこの最低賃金額の周知を行ってまいりました。地方公共団体に対する広報誌への掲載依頼も行うなど、様々な周知広報活動を行っているところでございます。

お話ありましたように、今年の六月には、最低賃金の履行確保を図るため、最低賃金に關して問題があると考えられる業種等を重点といたしまして、全国約一百万事業場を対象に一斉監督を行いました。また、今年、今年度改定されました最低賃金の履行確保を図るための監督指導というも行っているところでござ

今後とも、インターネットや広報媒体を活用しまして、使用者団体あるいは労働者、民間団体など広く国民に最低賃金の内容、そして最低賃金額について周知徹底を図りたいというふうに思っております。一層の国民への広報を実施するとともに、最低賃金遵守のための事業所に対する指導の強化にも取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○川合孝典君 私も津田委員と同様に、労働団体の方からこちらの方に出させていた

おるわけでございますけれども、実際の現場、民間企業の現場というのについて、ある県の労働委員をしておられる先輩の方からお伺した、これは本当の話でございますが、どのぐらい法律、労働基準法、最低賃金というものについて事業主の方が認識されておられるのかということについてでございますが、あるところで個別の紛争が起ることで、そのことに対して、労働委員をやっておられる先輩がその事業主の方のところに行つて、その案件についてこれは労働条件の不利益変更であると、そういうような話をしたところが、その事業主の方がおっしゃったのが、私の会社は労働基準法は未加入ですと、こういうことをおっしゃったわけでありま

ない発言でございますが、冗談でございまして、いやったのか、本当に御存じないのか分からないわけですが、これほどまでに厚生労働省が知恵を絞つて、いろいろな遵守強化のための取組を行つておられるといつても、実際のところ、現場ではそういったことが横行しているのが私は中小零細企業における現場の実態だというふうに理解いたしております。

したがしまして、ただいま御答弁ありました内容につきましても、本当に現場の立場に立つたときにそれが有効なのかというその目線に立つた取組をこれから行つていただきたい、このことを申し添えさせていただきますというふう

続きまして、中小企業への支援策という側面について、これ午前中の御質問の中にもありましたが、もう一度確認の意味で御質問をさせていただきますかと思

これまで日本の最低賃金が先進国中最低水準にとどまっていた幾つかの背景というものがありますが、そのうちの大きな一つが、経営サイドから、特に中小企業にとつては、最低賃金が上がる労働コストが増加して経営が圧迫される、また、最低賃金が上がると企業が雇用に慎重になることから雇用が減少すると、こういう主張が繰り返してなされてきたと、このことが一つ大きな要素になっているというふうに私はとらえておるわけでありま

実際に、景気が回復基調にあるとはいへ、その恩恵に浴している業種、また地域というものはごく一部に限られている状況であつて、実際、地方の中小零細企業にとつては、まだ景気回復の恩恵を十分に受けることができていない状況であるのも事実であります。私たち民主党としても、中小零細企業の経営に対する配慮というのは大変重要なことだということは理解しております、これまでも最低賃金の引上げに際しては、それと同時に、中小零細企業へのきめ細かい支援策を実施していくことの必要性を訴えてまいりました。

そこで、午前中の御回答にもありましたが、今回、最低賃金法改正に当たつて、どのような中小企業の支援策を具体的に実施されるのかということと同時に、その支援策にどのような効果を期待しておられるのかということ、この点についてお伺いしたいと思います。

○政府参考人（長尾尚人君） 経済産業省といたしまして、委員御指摘のとおり、中小企業の経営力の強化と生産性の向上というものが非常に重要だというふうに認識しております、それに向けましたきめの細かい対策を実施していきたいと思つております。

まず、景気の回復の果実というものが中小企業に十分波及させていく、そういったことのためには、まず下請取引の適正化を進めることが非常に重要だというふうに考えております。このため、下請取引ガイドラインの普及啓発や下請法に基づきます取締りの強化等を徹底するなど、下請適正取引等の推進に積極的に取り組んでまいりたいと思つております。

次に、中小企業の中でも特に厳しい状況に置かれております小規模企業、その経営基礎力の向上を図るといふ観点から、ITを活用しまして小規模企業自身が自らの経営状況を正確に把握するとともに、金融機関からの資金供給の迅速化を図ることが可能になりますようなシステムの強化を図つてまいりたいと思つております。これによりまして小規模企業の収益力の強化、金融機関や取引先からの信頼性の向上、そういったものを図つてまいりたいと思つております。

それに加えまして、基盤的な部分でございますけれども、地域経済の活力の源泉であります中小企業の事業承継の円滑化を図る観点から、一定の事業承継や雇用確保を要件といたしまして、非上場株式に掛かる相続税の八〇%以上の軽減措置の導入を目指しております、このことでございます。あわせて、開業のマッチングを行うための事業承継支援センターの設立など予算措置を始めまして、金融制度面を

含め総合的な支援策を実施すべく全力で取り組んでいるところでございます。

こういった形で、午前中にもお話しいたしましたけれども、全中小企業の中の約二割に相当する八十万企業等の生産性向上への取組事例というものを支援していくといったことをやっていきたいというふうに思っております。

○川合孝典君 是非とも実効性のある対策をお願い申し上げます。

それでは、続きまして大臣にお伺い申し上げます。最低賃金の改正によって企業が採用に慎重になることから雇用機会が減るような事態が起こるといふこれまでの主張、こういった経営側の主張について、大臣はどのようにこの考えをとらえていらっしゃるでしょうか、御所見をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(舛添要一君) この地域別の最低賃金というのは、いつも申し上げますように、三つの要素を勘案して決めます。労働者の生計費が一つ、労働者の賃金が二番目、三番目に通常の事業の賃金支払能力、今の委員の質問はここに掛かってくるわけでありまして、今おっしゃったように、この委員会でも、先ほど私も申し上げましたように、急に最低賃金の引下げが、経営を圧迫したりかえって雇用の機会を減らすんだという意見がございまして、しかし、今申し上げたような三つの要素をきちんと勘案した上で審議会で議論をしていただいて、そしてやはり生産性の向上に見合った賃金の上昇をやるべきである、これがきちんとした方策でありますから、それから外れることはこれは私は許されないとだということに思っております。

常に申し上げているように、産業政策と雇用政策、これは一体化してやらなければならない。生産性が上がって会社のもうけが上がっている、しかしそれに最低賃金が付いていかないと、こういう状況であつてはならないと思っております。そういうことをきちんと踏まえて、各地域の、地方

の最低賃金審議会がきちんとした答えを出してくれるものと期待しております。

○川合孝典君 ありがとうございます。

賃金の支払能力というものを最低賃金の指標に取るというのは先進国では非常に珍しい、実は余りないということについてもこの場では是非ともお訴えさせていただきたいというふうに思います。

「委員長退席、理事家西悟君着席」

最低賃金の上昇は雇用を減らすのかという議論については、日本では一般的に従来から経営側が主張してきたような、賃金上昇が雇用の確保には悪影響を及ぼすんだというような主張が大体大勢を占めているわけでございますが、一方、調べてみましたところ、一九九〇年代以降なんですが、欧米の研究では、最低賃金の上昇が必ずしも雇用に影響を与えない、若しくはわずかながら雇用を上昇させる効果もあるという、こういう非常に全く逆の報告も実は出始めております。その後の学界の様々な議論の中でも両方の説が半々で主張されているという状況でございます。

私がここで申し上げたいのは、最低賃金の引上げが必ずしも雇用の喪失につながるものではないという視点を持つことが重要なんではないかというふうに考えておるわけでございます。今回の法改正を機に、是非ともこうした視点から経済と雇用との関係というものをとらえていただきまして、今後の最低賃金引上げに向けて持続的な取組を行っていただくことを是非ともお願い申し上げます。

最低賃金につきましては最後の質問をさせていただきますが、大臣に、産業別最低賃金の位置付けの問題についてお伺い申し上げます。

我が国は、過去十数年間にわたって経済構造改革政策を推進し、財政やサービス市場の規制緩和、競争促進、そして外部労働市場拡大のための制度改革をずっと推進してこられたわけでありまして。こうした構造改革に効果があつ

たこと自体をすべて否定するわけではありませんが、他方で、昨今非常に問題になっておりましてワーキングプアや格差拡大といった一連の構造改革の負の側面が出てきていることもこれも事実であるというふうに思っているわけでございます。

こうしたことを踏まえて、改めて最低賃金法改正に当たつての二、三年間の議論の経緯を見てまいりますと、政府にはワーキングプアや格差拡大といった問題に対する認識が不足していたのではないかとと思われる点があるわけでございます。

例えば、平成十七年三月二十五日閣議決定の規制改革・民間開放推進三か年計画、この中にこのように記載されております。

労働市場は、産業別に形成されているわけではなく、都道府県単位とはいえず、産業別に異なる最低賃金を設定する意義は乏しいとの考え方もある。また、最低賃金の設定が必要な場合には、労使の協約、協定で自主的にこれを定めればよいとの指摘もある、このように記述されております。以下中略しますが、その後、こうした地域別最低賃金とともに都道府県単位で設定される産業別最低賃金については、その維持強化を求める声がある一方で、屋上屋を重ねるものとしてその廃止を求める声も他方にはあり、産業別最低賃金を含む最低賃金制度の在り方については、平成十六年九月以降検討が行われているところであるが、こうした考え方にも留意しつつ、引き続き意見集約に向けて検討を進める、このように記載されているわけでございます。

今回は、幸いにして産業別最低賃金は存続することになったわけでありまして、こうした内容を読む限り、これまでの政府の議論では、そもそも経営側の意向を受けて産業別最低賃金を廃止することしか念頭になかったのではないかとと思われる節があるわけでございます。産業別最低賃金と申しますのは、産業別での公正競争を促進する上での非常に重要な役割

を実は担っているわけであり、労使交渉によって決定した水準というものを、現在では労働組合も組織率が二〇％を割り込んでいてという状況の中で、団体交渉を持ってない未組織労働者に波及させるという大変大きな役割を担っているという側面もあるわけでございます。

そして、今のそれぞれの労働者の現実を見ますと、経営者から屋上屋を重ねるだとか高過ぎるだとか言われ続けてきた産業別最低賃金が存在しております。今でもなお、これほどまでに低賃金労働ですとかワーキングプアの問題が顕在化しているという事実があるわけでございます。

そこで、大臣に御質問申し上げます。大臣は、この産業別最低賃金というものの位置付けについてどのように御認識なのかということにございませぬ。御所見をお伺い申し上げます。

○国務大臣(舛添要一君) まず、地域別の最低賃金が一つあり、産業別の最低賃金も一つあります。やっぱり地域別の最低賃金こそセーフティネット、最後の生活を守る安全網である、この役割はそこにあると思うんですね。したがって、これを今回の法律でもきちんと決めて、従わなければ罰則を科すと、義務化すると、非常に強い、これはもう最後国がやるセーフティネットですと、これが地域別だと思えます。

じゃ、産業別最低賃金というのは何の意味も持たないかという、今委員がおっしゃったように、やはりこの産業ではこれくらいが最低賃金の水準ですとよという一つのレファレンスを示すことによつて非常に公正なこの各産業別の賃金水準を決定することができると、それは基本的に労働者の間のインシアティブでちゃんと決めてもらうということでありまして、全く意味がない、だから直ちに廃止すればいいという、そういう考えではなくて、私は公正さ、それを補うために十分意味のある一つの指標だということに考えております。

したがって、御指摘のように、今回このことは

そのまま残し、申出があればきちんとそれはや  
つてよろしいですよ。ただ、地域別最低賃金と  
違って最低限のこのセーフティネットだとい  
位置付けまではやはりできないと思いますから、  
そういう意味で、義務化とか罰則化とかいうこ  
とについては、これはそれは免れていると、こうい  
うふうに考えております。

○川合孝典君 どうもありがとうございます。

本来であれば、その最低限度の地賃というも  
のが本来に生活を守るだけのものではあればい  
いわけでございますし、そういう意味ではこの最  
低賃金がこれから引上げに向けて取組をしつか  
り行っていたくことを是非ともお願い申し上  
げたいと思う次第でございます。

○風間直樹君

今回の改正については私は思うんですが、その法案を作った皆さんも、それから我々委員も、この改正が労働者の皆さんにとって良かれと思っただけでありません。しかし、例えば労働者派遣法、平成十一年、十五年に改正をされておりますが、この改正が果たして本当に良かったのかということは今考えてみますと、特に製造業で働く皆さんにとっては、かなり当初の意図とは反する結果を生んでいるのではないかと、この懸念も持ちます。そうしたことが今回の法案でないように是非したいという、そんな気持ちから、まず最低賃金に関する質問をさせていただきます。

最低賃金、この引上げをもう少し図るべきではないかと、このように私は考えておりますが、なかなかその実現というのが難しい。その背景には、最低賃金の引上げが中小企業に影響を及ぼす、そういった視点があるというふうに言われておるわけがあります。特に、日本の企業の場合には九九％が中小企業で、最低賃金の大幅引上げが経営に大変な大きな影響を与えると、こういう主張もあるところであります。

民主党としては、今回の法改正には盛り込まれませんでしたけれども、中小企業に対する財政措置及び金融上の措置の義務付け、こういったものなど中小企業対策をこれまで考えております。

そこで、最低賃金を引き上げた場合、消費あるいは企業の雇用、こういったものにどのくらいの影響をもたらすのか、そうした具体的な分析、検証を行った上で、この賃金がどれくらい水準であるべきかという答申を中央ないし各地方の賃金の審議会で行っていただく必要があると思うんですが、実は案外、賃金審議会におきましてどういった議論がどういった流れでなされていくか、また、この審議会の委員の皆さんがどのような事務局提出のデータを基に議論されているのかということが実は知られていないと思うんで

すね。

そこで、お尋ねをいたしますが、この中央及び地方の賃金審議会では、まずどのような流れで最低賃金の答申案をまとめているのか、そして、その際事務局から委員に提出される審議のためのデータはいかなるものなのか、この点をお尋ねしたいと思います。

○政府参考人（青木豊君） 地域別最低賃金の具体的な水準の決定プロセスは、まず中央最低賃金審議会から引上げ額の目安というの提示をされます。そして、各都道府県の地方最低賃金審議会において、これを参考にしつつ地域の実情等も踏まえた調査審議が行われるということになります。そして、その結果に沿って現下の雇用経済状況を踏まえた適切な引上げ等の措置が講じられると、こういうことになっているわけがあります。

地域別最低賃金の具体的な水準については、これは各都道府県の地方最低賃金審議会において三つの決定基準、生計費と賃金と通常の事業の賃金支払能力、この三つの決定基準に基づいた調査審議を経て決定されるということでもありますけれども、この際、お尋ねのデータでもありますけれども、まず労働者の生計費については、例えば世帯人員別の標準生計費や生活保護基準、あるいは物価指数といった資料でございます。それから、労働者の賃金につきましては、例えば学卒初任給でありますとか春季賃上げの状況といった資料。それから、通常の事業の賃金支払能力につきましては、例えば工業統計調査による付加価値額の状況、それから短期経済観測調査による業況判断及び経常利益の状況といった資料を参考にしているものと承知をいたしております。

このほか、中小零細企業に関する資料としては、中央最低賃金審議会におきましては賃金の改定状況などを調査いたします。それから、地方の最低賃金審議会におきましては、賃金形態、基本給額、諸手当の額などに関する基礎調査というものをいたしまして、その調査を

実施して、それぞれ参考にいたしているところでございます。

○風間直樹君 今、冒頭、中央審議会から引上げ額の目安を各地方の審議会に出すという話があったんですが、伺っていますと、この点は非常に大事なかなと直観をしたんですが、この目安というのは中央審議会の場でどのように作られるのでありましょか。

○政府参考人（青木豊君） この目安については非常に長い中央最低賃金審議会の議論がございます。全国的な整合性というものを勘案するということで、具体的な水準はもちろん地方の最低賃金審議会の審議を経て地方で決めるということでありましょけれども、目安というものを一応提示をするということにいたしております。

そして、先ほど申し上げましたように、これも全国の地方を四つに地域分けをいたしまして、どの程度の引上げ額がいいのかということ、目安として参考資料として中央最低賃金審議会へ出すということでもあります。その際には、先ほど申し上げましたように、賃金の改定状況調査というものを中心最低賃金審議会で行います。常時使用する労働者三十人未満の企業規模の民営事業所を対象にいたしまして調査をいたしまして、それぞれ各産業についての賃金のその年の改定状況を調査して、資料として提供して審議をするということになっております。

○風間直樹君 この中央審議会から出された目安というのは、その後結果として見た場合、各地方の審議会ではやはり尊重されて、恐らく大体これくらいの幅でという目安を出しになると思うんですが、その幅に準じた地方審議会の答申というものが出て、それが決定されること。結果としてそういうことになっているんじゃないか。

○政府参考人（青木豊君） この目安については参考にするということで、地方の最低賃金審議会ですべて具体的に決定するわけですけれども、平成十九年度の最低賃金の改定につきましては、

目安とおりの県が二十五道府県、目安より上回った県が二十二都県でございます。

十九年度の目安も四ランクに分けて幅を持たせて目安が出ましたけれども、それ以前は幅ではなくて具体的な額なども出されておりますし、それ以前では目安どおりかあるいはそれよりやや上回るというようなのが続いてきたかと思えます。ずっと昔にさかのぼると低いときもありましたけれども、いずれにしても、具体的な額は参考にしつつ地方の最低賃金審議会ですべて審議して決められているということでございます。

○風間直樹君 この審議会の委員の方の選任の方と、それから改選、これはどのようにされていますでしょうか。

○政府参考人（青木豊君） 審議会の委員の選任につきましては、それぞれ地方の最低賃金審議会におきましては、労働組合の推薦を受けた者の中から労働者一般の利益を代表するにふさわしい者を任命しているということでございます。そういうことであります。

それから、委員につきましては任期が決められております。一年の任期、現行でありますけれども、これを今回二年にするということをお願いをしております。

○風間直樹君 今、東京は別としましても、地方、地域は相当景気がやはりまだ良くないと、こういう状況でございます。この最低賃金の持つ意味というのは非常に大きいわけですが、この最低賃金がセーフティネットとしての機能を果たすという点を考えてみますと、平成十九年度、影響率が二・二％と非常に低いという感じを受けるわけがあります。

安倍前総理が施政方針演説で、経済的に困窮な状況にある勤労者の方々の底上げを図るべく、最低賃金制度がセーフティネットとして十分機能するよう必要な見直しを行いますと、このようにおっしゃっておりますが、この最低賃金の引上げ額をもう少しアップして、そしてセーフティネットの機能を果たすべきではない

かという感を強くするんですが、大臣、この点はどうにお考えになりますでしょうか。

○国務大臣(舛添要一君) 先ほど来申し上げておりますように、産業政策と雇用政策を調和させる、成長力に見合った形で最低賃金を上げていく、この法案が成立しました暁にはその方針をきちんと守っていきたいと思っております。それから、成長力底上げ戦略ということで、政労使一体となつて長期的に最低賃金引き上げるんだと、こういう目標に向かつて力を合わせていく、この合意もできているところでありまして、全力を挙げてその方向で努力をしてまいります。

○風間直樹君 先進国と比べてみましても日本の最低賃金低いようでございますので、是非、今お話ございました方向で御努力をお願いしたいと思えます。

○大河原雅子君 民主党・新緑風会・日本の大河原雅子でございます。民主党四人目の質問者となりましたが、私にとりましては国会初質問でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

地方議会では生活者の視点にこだわり、生活の現場にこだわって活動してまいりました。今後の活動また本日の質疑に当たりまして、このこだわりを大切に組み込んでまいりたいと思っております。

それでは、まず初めにですが、最低賃金に關しましては今日まで含めて丁寧な質疑がございましたので、これに關連しては一間だけ、一点伺いたいと思います。

十一月の二十一日付けの日経新聞、ここにこんな記事がありました。厚生労働省は生活保護額のうち食費などの生活扶助額を引き下げの方針を固めたという大変ショッキングな記事なんですけれども、最低賃金と生活保護費の格差問題、逆転問題で、最低賃金を引き上げていくというならともかく、生活保護費を引き下げるといふようなことはあってはならないことだといふふうに私は思っております。

この件に關してどのような考えなのか、見解をまず伺います。

○政府参考人（中村秀一君） お答え申し上げます。

生活保護の件につきましては、まず平成十六年に、生活保護制度の在り方に関する専門委員会というのがございます。そこが十二月に報告書を取りまとめしております。これは、今委員からお話のありました生活扶助基準について適正かどうかということを検証していただく会であったわけでございます。その結果は出ておりますけれども、その報告書の中で、生活扶助基準と一般低所得世帯の消費の実態との均衡が適切に図られているか否か定期的に見極めるため、全国消費実態調査等を基に、これは五年に一度やられております、この調査を基に五年に一度の頻度で検証を行う必要があるとい

うことでございます。

今委員が御指摘のありました新聞記事は、現在、その五年に一度の消費生活実態調査の結果が分析できるようになりましたものでございますので、新たな有識者の会議を設け検証を行っている最中でございます。その過程で報道されたということでございますが、この現在行っております生活扶助基準に關する検討会は、データに基づいて専門的な分析評価を行っていただいているところであり、これまで四回の会議を開催し、生活扶助基準が低所得世帯の消費実態との均衡が図られているか否かについて客観的、専門的な検証を行っていただいているところでございます。

これからどうするかということでございますが、毎年度の具体的な生活保護の基準は予算編成の過程において設定してきておりますので、私どももいたしましては、これからの基準の設定に当たっては、可能であれば、検討会の検証結果取りまとめたいただけるようでありましたらば、来年度の予算編成においても対応してまいりたいと考えているところでございます。

○大河原雅子君 検討中ということなんですけれども、やはり今の国内を見渡してみても、格差は拡大する、国民の負担は増える、そういうところでデータをもつてしても、恐らく大きな変更というのはなかなかできないし、この生活保護費のうちの生活扶助費を引き下げていくというふうな話にはならないというふうな思っているんですが、どうしてもやはりその点では国民も注目しておりますので、引き下げが行われなような方向で検討を進めていただきたいと要望しておきます。

○山本博司君 公明党の山本博司でございます。

前回に引き続き、労働契約法案並びに最低賃金法の一部を改正する法律案について質問をしたいと思っております。

最低賃金法の改正案では、前回お伺いしたように、第九条の第三項では、「労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする。」と規定しています。

そこで、厚生労働省にお伺いをいたします。

現在厚生労働省では、生活扶助に関する検討会を開催して、今後の生活保護水準の見直しを行っていますが、この生活保護水準と最低賃金との整合性はどのようになるのでしょうか。もし、仮に生活保護の水準が引き下げられた場合には、機械的に地域別最低賃金も引き下げるようなことになるのか、そうあつてはいけないと思っておりますが、政府の見解をお伺いしたいと思います。

○政府参考人（青木豊君） 最低賃金については、モラルハザードの観点から、労働者の生計費については生活保護との整合性が問題となるということ、今般の改正において、地域別最低賃金を決定する際に考慮すべき要素の一つである労働者の生計費について、生活保護に係る施策との整合性に配慮することを明確にしたわけであり、その具体的な水準については、これは労働者の生計費、それから賃金、それから通常の事業の賃金支払能力という三つの決定基準に基づいて地方の最低賃金審議会で地域の実情を踏まえて審議を行い、そして決定されるものであるというふうになっているわけであり、今回の改正の趣旨は、地域別最低賃金は生活保護を下回らない水準となるよう配慮するという趣旨でございます。生活保護が引き下がったからといって機械的に地域別最低賃金が引き下がることにはならないというふうに考えております。

○山本博司君 ありがとうございます。

今回の法案改正の趣旨というのは、最低賃金を生活保護世帯以上の水準に見直し、生活保護費と最低賃金の逆転現象を解消して、勤労意欲を高めることだと思っております。もし、勤労意欲をそぐおそれがあると判断して生活保護の水準を引き下げることがあれば本末転倒でございます。本来の趣旨が実現できるよう慎重かつ適切な検討を行っていただきたいと思っております。

（中略）

○山本博司君

次に、障害者雇用についてお伺いをいたします。最低賃金法改正案の第七条では、障害者について、これまでの最低賃金の適用除外措置から減額特例の措置に変更いたしました。これは、先日の参考人の方の見陳述からもありましたように、障害者雇用の向上の第一歩として評価できるものと言えます。最近では、所得を増やして納税に取り組む障害者団体もあり、労働者としての役割が高まっております。

そこで、障害者の方々働く環境を整備すべきという観点からお伺いを申し上げたいと思っております。

まず初めに、法定雇用率の達成状況などの最近の障害者の雇用状況について、厚生労働省にお聞きをしたいと思います。

○政府参考人（太田俊明君） 障害者の雇用状況についてのお尋ねでございますけれども、今年の六月一日現在の民間企業の実雇用率でございますけれども、前年比〇・〇三ポイント上昇いたしました。一・五五％となつてるところでございます。五十六人以上規模の企業に雇用されている障害者の数も前年比一万九千人増の三十万三千人となるなど、着実な進展が見られるところでございます。

ただ、一方では、中小企業、特に百人から二百九十九人規模の企業の実雇用率は、引き続き一・三〇％と低い水準にあるわけでございますし、また大企業、千人以上規模の企業にお

きまして、実雇用率は一・七四％と比較的高水準にあるものの、法定雇用率一・八％達成企業の割合が四〇・一％にとどまつていると、こういった課題もあるという状況でございます。

○山本博司君 着実に進展しているということであり、まだまだだと思っております。こうした進展が更に中小企業に波及するような形で取組を進めていただきたいと思っております。

○渡辺孝男君 公明党の渡辺孝男です。

前回質問して、残ったところもございまして、再度質問をさせていただきたいと思っております。

まず最初に、最低賃金法の一部を改正する法律案につきまして質問をさせていただきたいと思っております。

本年六月に実施されました一斉監督についてまず質問をしたいんですが、この一斉監督の実施の目的がどのようなものであったのか、厚生労働省にお伺いをしたいと思います。

○政府参考人（青木豊君） 最低賃金制度は、すべての労働者の賃金の最低限を保障するセーフティーネットということで、パート、アルバイトが増加するなど就業形態の多様化が進展する中でその最低賃金の履行を確保することが重要だということ、こういう認識に立っております。

また、今年の二月十五日に取りまとめられた成長力底上げ戦略においては、中小企業底上げ戦略の一環として最低賃金の周知徹底というのが盛り込まれて、最低賃金遵守のための事業所に対する指導の強化というものが直ちに取組むべき施策とされました。

そういうことから、お尋ねありました今年の六月の全国一斉の最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導を実施したものでございまして、なお、最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導というのは毎年実施しているところでございまして、全国一斉に実施いたしましたのは今回が初めてとなっております。

○渡辺孝男君 その結果でありますけれども、最低賃金法、現行法でございまして、第五條違反の結果、地域別、職業別、これがどのようなになっていたのか、また近年の動向につきましてお伺いをしたいと思います。

○政府参考人（青木豊君） 今年六月の全国一斉の監督でございまして、その監督した事業場数、一万一千二百二十事業場でございまして、そのうち、最低賃金法五條に違反した事業場、これは最低賃金額以上の賃金を支払っていない違反でございまして、そういった事業場

は七百七事業場、違反率は六・四%でございました。このうち、地域別最低賃金適用事業場における違反、これは六百六十九件、違反率六・二%でございました。産業別最低賃金適用事業場における違反、これは三十八件、違反率は一〇・四%でございました。

また、地域別の最低賃金適用事業場のうち違反が多く見られた業種というものは、まず衣服その他の繊維製品製造業、それからクリーニング業、それから食料品製造業、それから小売業、繊維工業、飲食店、理美容業、それからハイヤー・タクシー業などございました。

地域別最低賃金に係る違反の状況については、平成十四年には違反率九%台でございましたが、近年の動向として、以降五、六%台で推移いたしてきております。

○渡辺孝男君 先ほどの最低賃金の違反の状況等、御説明いただいたわけでありまして、けれども、事業所の違反をされているところもあるわけでありまして、その事業所の最低賃金に対する認識状況がどのようになっているのか、また近年どのような状況になっているのか、その動向についてお伺いをしたいと思います。

○政府参考人（青木豊君） この六月に行いました監督による結果でございまして、お尋ねの最低賃金の認識状況は、違反のあった事業場七百七事業場のうち、適用される最低賃金の額を知っているというのが二百五十九事業場、三六・六%でございました。金額は知らないが最低賃金が適用されることは知っているというのが三百七十九事業場、五三・六%でございました。最低賃金が適用されることを知らないというのが六十九事業場、九・八%となっております。

近年の動向といたしましては、最低賃金額を知っていると事業場の割合が増加いたしました。適用されることを知らないという事業場の割合が減る傾向にございます。

○渡辺孝男君 動向としては、事業所の方も認識を深めているということでありまして、

も、まだまだ本場に十分でないという、そういう状況でありますので改善が求められているわけでありまして。今回の法改正もそれに資するものになると私どもは考えておるわけでありませう。

さて次に、最低賃金未満の労働者の状況と近年の動向、どのようになっているのか、この点をお伺いをしたいと思います。

○政府参考人（青木豊君） やはり今年の六月の監督結果でございまして、最低賃金額未満の賃金しか支払を受けていなかった労働者というのは、監督実施いたしました事業場における総労働者数十六万八千四百五十四人のうち二千五百一十一人でございました。割合としては一・二%でございまして。最近の動向でございまして、最低賃金額未満であった労働者の割合、平成十四年では二・二%、十五年では一・四%、十六年では一・三%、十七年では一・二%、十八年では一・六%となっております。

この最低賃金額未満の賃金しか支払を受けていなかった労働者は二千五百一十一人と申し上げましたけれども、その累計としては、女性が千三百八十四人、六七・五%でございまして、パート、アルバイトが一千六百八十八人で、五六・九%を占めております。それから、障害者の方が二百八十四人、一三・八%、外国人の方が百五十人とございまして、七・三%というところでございまして。

○渡辺孝男君 女性の方がそういう状況になっているという、多くなっているということ、大変やばい問題ではないのかなと、そのように思っております。パート、アルバイト、そういう方々も最低賃金の未満の状況にあるということでありまして。そしてまた、先ほども山本委員の方からもいろいろ質問がございましたけれども、やはり障害者の方々も最低賃金の未満の状況に置かれているという、そういうパーセントが一三%強あるということでありまして、これも大変やばい問題だと、そのように思っております。

そういう障害者の方々の働く意欲等をきちんと評価していただき、また能力も評価していただいて、こういう最低賃金未満の状況というものがなくなるように頑張って監督の方をしっかりとやっていただきたいと思います。そういう違反をした事業者に対する監督指導の実施と、それからその成果がどのように上がっているのか、そのことをお伺いをしたいと思います。

○政府参考人（青木豊君） 最低賃金に関する監督でございまして、これは最低賃金制度が言わば労働者の、すべての労働者の賃金の最低限を保障するセーフティーネットだということもございまして、労働基準監督機関においては従来から重点的に監督指導を行って履行確保に努めております。

具体的なやり方でありませうけれども、労働基準監督官が監督指導時におきまして最低賃金法違反を認めた場合には、速やかに是正を行うよう指導をまずいたします。同時に、その是正が確認されるまで、監督官において確認することができるまで粘り強く指導を行っているところでございます。また、労働基準監督官の是正指導に従わない場合や同種違反を繰り返す場合など、悪質な事業場につきましては、司法処分に対するなど厳正に対処しているところでございます。

今後とも、適切な監督指導の実施等によって最低賃金法の遵守徹底を図っていきいたいというふうに思っております。

○渡辺孝男君 それで、やはりまだまだ事業所の方も最低賃金に対して理解が十分でない、また働く者の方も自分たちの権利等、認識が不十分なこともあるわけでありまして、そういう意味では最低賃金の国民への周知方法の改善というのが大事だと思っております。

現在どのように周知をしているのか、それからこれからのように改善していくのか、この点に関して舛添厚生労働大臣からお伺いをしたいと思います。

○国務大臣（舛添要一君） 従来から、公共施

設、公共交通機関の駅などにポスターを張る、それから各使用者団体、業界団体へのリーフレットの配布をする、さらに都道府県労働局のホームページに登載するなどして最低賃金額の周知徹底を行うとともに、市町村などの広報誌がありますから、こういうところにも掲載をお願いする、様々な形で周知広報活動を行ってきたところでございますけれども、今後とも、インターネットを活用する、その他労働者、使用者団体、民間団体などに最低賃金の内容及びその額について広く周知徹底をし、一層の国民への浸透を図っていききたいと思います。

○渡辺孝男君 また、法改正では罰則強化をすることになっているわけでありませうけれども、その罰則強化の効果はどの程度期待されているのか。また、特定最低賃金に当たっては罰則が適用外になっておりますけれども、しかししっかりとそれも守つていかなければいけない。そういうことで、違反防止対策としてはどのようなことが配慮されているのか、この点をお伺いをしたいと思います。

○政府参考人（青木豊君） 最低賃金法の罰則につきましては、罰金等臨時措置法によるもののほか、昭和三十四年の法の制定以来見直しが行われておりませんでした。この間の貨幣価値の変動等によりまして罰則の制裁的效果が低下してきておりました。このため、現行二万円でありませう最低賃金不払に係る罰金額の上限について見直しを行いまして、現行の罰金全額払い違反の罰金の上限額、労働基準法でありますが、三十万円でありませうが、これの二倍程度に相当する五十万円を地域別最低賃金不払に係る罰金額の上限とすることといたしました。一方、一定の事業又は職業に適用される最低賃金、これを今回は産業別最低賃金から特定最低賃金といたしたことといたしたわけですが、これにつきましては、一方で地域別最低賃金をすべての労働者についての最低限を保障する安全網としての役割を担わせるということで、今申し上げたような罰則強化をしたわけであり

ますが、この特定最低賃金につきましては関係労使のイニシアチブにより設定され、そして企業内における賃金水準を設定する際の労使の取組を補完するものだとということで、公正な賃金設定に資するんだということと整理をいたしまして、言わば地域別最低賃金の持つ安全網としての役割とはまた別の趣旨の役割を果たすということと、その不払につきましては最低賃金法上の罰則は適用しないということにいたしましたわけでありませう。

この特定最低賃金につきましては、今申し上げましたような最低賃金法上の罰則の適用はないわけでありませうけれども、最低賃金法上、民事的効力を有するということにいたしておりまして、したがって、特定最低賃金の不払というのはどういふことになるかと、これは賃金の全額払い違反、これは労働基準法の二十四条でありますけれども、これ違反ということになります。そういうことでありますので、この基準法違反ということで罰則が、罰金の上限は三十万円であります、これが適用されることになりまして、こういったことにより労働者の保護が図られるものと考えております。

○渡辺孝男君 そういう意味では、特定最低賃金に關しても守られる、配慮がなされているということであるということとあります。

○小池晃君 それから、最低賃金制度にかかわってお聞きしたいんですが、資料をお配りしておりますが、三枚目以降を見ていただきたいんですが、建設請負会社のエム・クルー、これはネットカフェ難民を扱う会社として登場して、社長がホームレスだったこと、あるいは竹中平蔵さんと非常に仲がいいというか、そんなことでも話題になっています。これは、都内主要駅ほとんど、レストボックスという二段ベッドの宿舎を提供して、簡易宿泊と建設請負の仕事紹介をセットにして営業している、そういう企業です。

この会社で働いている労働者が今年十月労組を作りまして、安全協力費とか福利厚生費の名目で最大一日五百円の天引きが同意なく行われているということで全額返還を求めています。

お配りしたのは、この会社の建設会社に対して向けたチラシと、それから労働者に向けて出した案内。これを見ますと、建設会社が支払う料金というのは一日一人当たり、これキャンペーン中なんでもちよつと安いんですが、組合によりまして、一日一人当たり一万二千三百八十円なんです。ところが、二枚目見ていただくと、労働者に対する賃金見ると、これ七千七百円なんです。問題の経費五百円（こ）から引きまますから手取りで七千二百円、もう実にマージン率が四二％ということになるわけです。

これ、時給換算すると九百円で、まあ最低賃金はクリアしているかもしれませんが、しかし、料金の六割程度の賃金で、しかも交通費込みだと。宿泊費、これは千八百円取られるんで、残るのは五千四百円。これ、宣伝では、エム・クルーで働いて頑張れば部屋が借りられるようになる、こう言っていますけど、これでは生きていくのが精一杯ではないかなというふうに思うんですね。最賃がやっぱり低いことがこういう事態を生んでいる原因の一つにもなっているのではないかなと思うんですが、この会社、建設請負で派遣事業法の登録していません。しかし、実際には他社の工事現場に労働者を送る、実態としては

労働者派遣。元々、建設は禁止されているはずなんです。

大臣、今こういう貧困ビジネスというのが大きく広がっているんですね。宿泊施設付きの派遣や請負、こういう事態について実態把握がされているのか。もし把握していないのであれば、私は派遣法や労基法に基づいてきちっと調査すべきだと思いますが、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣（舛添要一君） 今是一个別の案件を御引用なさいましたけれども、一般的に、基本的には労働関連の法令に違反したところに対してはきちんと厳正な処置をやる、そういう方向で我々はやっていっているし、今後ともその方向は曲げないでやっていきたいというふうに思っております。

○小池晃君 いや、そういう一般論じゃなくて、こういう貧困ビジネスというのはかなり大きなトレンドになってきている中で、厚生労働省としてもこれはやっぱり一定の問題意識持って調査をするという態度、必要じゃないですか。

○国務大臣（舛添要一君） その点も含めまして、先ほど来のほかの委員の先生方にもお答えいたしましたけれども、九月から労働政策審議会において、そういう点も含めて派遣労働の在り方について再検討を加えるということをきちんとやっておりますので、その結果を踏まえて必要な対処をいたしたいと思えます。

○小池晃君 それから、最低賃金について生活保護を下回ってはいけない、これ当然の話なんです。生活保護制度には勤労控除という仕組みがございます。勤労収入を得るために特別な経費が必要になることから、平均でいうと月二万三千三百三十三円、時給だと百三十一円です。

基準局長は、これ、労働して賃金得る場合には生活保護を受ける場合よりも必要経費が増加するという観点から見れば、一定程度上回るものとすべきであるという考え方もあり得るという答弁をされていますが、私はこの生計費の問題については勤労控除に相当するような部分というのものは考慮の対象にすべしと思う

んですが、どのようにお考えですか。

○政府参考人（青木豊君） 最低賃金と生活保護の比較に当たっては、そもそも制度上の違いといえますが、があるわけでして、生活保護は年齢や世帯によって違ったりとか、今お話のありましたような各種加算だとか住宅扶助だとか医療扶助だとかいろいろあるという、これをどういふふうに考慮するのかというのは実はやっぱり問題だというふうに思っています。

一つの考え方ということで、私どもは従来から衣食住ということ、若年単身世帯の住宅扶助、それから若年単身世帯の生活扶助基準と、それと住宅扶助ということ、これと比べて、それが一つの考え方じゃないかということも申し上げてまいりましたけれども、具体的な整合性をどういふふうに考えていくかということについては、これは最低賃金審議会、中央の最低賃金審議会、それから地方の最低賃金審議会、具体的に調査審議をして決定されるべきものというふうに考えております。

○小池晃君 審議会で検討し、何を要素とするのかと、基準をやっぱり責任を持って示すべきであるということ、これを申し上げたいと思えます。

最後に、最低賃金審議会の構成についてお聞きしますが、労働者委員が何名か。ナショナルセンター別にはどうなっているのか。それから、パート労働者とか非正規労働者、最低賃金が問題になるようなそういう組合からの委員はいるんでしょうか。簡潔に。

○政府参考人（青木豊君） 最低賃金審議会委員の労働者代表でございますけれども、中央及び地方の最低賃金審議会、合計いたしますと、合計で二百四十三人、中央は六人、地方は二百三十七人ということでございます。

お尋ねのナショナルセンター別に見ますと、二百四十三人は日本労働組合総連合、連合に加盟する労働組合から推薦された候補者でございます。それから、パート等非正規労働者についてでありますけれども、これは最低賃金審

議会の労働者代表委員につきましては、関係労働組合の推薦を受けた者の中からいわゆるパートタイム労働者等、そういう労働者を含む労働者一般の利益を代表するにふさわしい者を任命しているというふうに考えております。

○小池晃君 やっぱり当事者がいなければ議論できないと思うんですが、

ちよつと、もう時間ないんで答弁はいいですが、厚生労働省が把握している労働組合の構成比率は、連合で言うと六六％、連合以外で三三％だということに私はお聞きしました。大臣、この最低賃金審議会の労働者委員が長年連合だけだという事態が続いているんですけれども、やっぱりこれは広く公募して民主的手続で毎年改選すべきだという声が寄せられておりますが、この問題についてやっぱり検討していく必要があるのではないかと、いふふうに私は思うんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣（舛添要一君） この毎年改選を二年改選というふうにしたのは、国の審議会一般の任期が二年だということとそれに合わせようということの趣旨でありますけれども、委員のおっしゃるような意見があるということをきちんと賜った上で更に検討を続けていきたいと思えます。

○小池晃君 四十年ぶりの最賃法の改定に労働者の期待は大きいわけですが、なかなかいろんな問題がある、事業者の支払能力定めているのはOECD加盟三十カ国で日本とメキシコだけというような問題もあります。更なる修正を是非することを呼び掛けたいということで、質問を終わります。

○委員長（岩本司君）他に御発言もないよう  
ですから、両案に対する質疑は終局したものと  
認めます。

最低賃金法の一部を改正する法律案の修正  
について小池君から発言を求められておりま  
すので、この際、これを許します。小池君。

○小池晃君 私は、ただいま議題となっており  
ます最低賃金法の一部を改正する法律案に対  
し、日本共産党を代表して、修正の動議を提  
出いたします。

その内容は、お手元に配付されております案  
文のとおりであります。

これよりその趣旨について御説明いたします。  
今日、貧困と格差の拡大が日本社会の深刻  
な問題となっており、どんなにまじめに働いても  
生活保護水準に達しないワーキングプアと呼ば  
れる世帯は四百万以上、年収二百万円以下の  
労働者は実に一千万人を超えています。

その原因の一つは、先進国で最も低水準の最  
低賃金額が、労働者の最低生活の下支えでこ  
ろか、おもしになってきたことにあります。その  
深刻さから三十九年ぶりの改定が行われるこ  
とになり、労働者も大きな期待を寄せていまし  
た。ところが、政府案では、都道府県別の四十  
七種類という世界一細かく分かれている地域  
別最低賃金制を固定化し、引上げのブレーキ  
となってきた事業者の支払能力を決定要素に  
残すなど、労働者の切実な要求から懸け離れ  
たものとなっております。

本修正の目的は、貧困と格差の解消に果たす  
最低賃金制の役割を重視し、世界では当たり  
前になっている全国一律最低賃金制の創設を  
始め、真に最低限度の生活を保障するための  
措置をとることとしております。

以下、提案する修正案の骨子を説明いたしま  
す。

第一に、第一条の目的規定に、憲法第二十  
五条第一項の趣旨を表す「健康で文化的な最  
低限度の生活を確保するために必要な」の文

言を追加し、最低賃金法の目的を明確にして  
おります。

第二に、全国を通じすべての労働者に対し一  
律に適用される全国最低賃金を創設します。  
さらに、全国最低賃金が不適当と認められる  
地域については、全国最低賃金額を上回る額で  
地域最低賃金を定めるものとしております。ま  
た、労働者又は使用者からの申出により、全国  
最低賃金を上回る額で産業別最低賃金を定め  
ることができるとします。

第三に、全国最低賃金と地域最低賃金は、  
労働者及びその家族が健康で文化的な最低限  
度の生活を営むために必要な経費を基本とし  
て定めなければならないこととし、事業者の支  
払能力は決定要素から削除します。

第四に、改正後の制度の中小企業における円  
滑な実施を図るため、中小企業に関する取引  
の適正化に係る措置、中小企業に対する支援  
に係る財政上、税制上及び金融上の措置等の  
措置を講じなければならないこととしておりま  
す。

第五に、最低賃金額は時間だけでなく、日、  
週又は月によつて定めること、産業別最低賃金  
に係る違反についても罰則の対象とすること、  
派遣中の労働者の最低賃金は派遣先、派遣元  
の最低賃金のうち金額の高い方の適用とする  
等、所要の措置を講じることとしております。

この修正によつて、最低賃金を大幅に引き上  
げてほしいという労働者の願いにこたえるもの  
なるものと確信します。

以上述べて、提案理由の説明といたします。  
是非とも御賛同くださいますよう、よろしく  
お願いいたします。

○委員長（岩本司君）これより労働契約法案  
並びに最低賃金法の一部を改正する法律案の  
原案及び修正案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ  
願います。

○小池晃君 私は、日本共産党を代表して、  
労働契約法案、最低賃金法改正法案に反対、

最低賃金法修正案に賛成の討論を行います。

最低賃金法に反対するのは、労働者、国民の  
切実な願いである現行最低賃金の抜本的引上  
げに結び付くものではないからです。

現在の最低賃金は年収二百万円にもならな  
い低水準の上、四十七都道府県ばらばらで大  
きな地域格差があります。本法案には生活保  
護水準との整合性が盛り込まれましたが、大  
幅引上げや格差解消には不十分な内容です。

事業者の支払能力を最低賃金決定の際に考  
慮に入れている国は、OECD三十か国中メキシ  
コと日本だけです。支払能力基準を削除し、最  
低賃金が憲法二十五条の生存権保障であるこ  
とを明確にする必要があります。

また、本法案によつて、地域別最低賃金は必  
ず定めなければならないものとされました。本  
委員会の審議の中でも、地域別最賃の導入は  
世界でわずか九か国にとどまり、圧倒的多数  
は全国一律最低賃金であることが明らかにな  
りました。深刻化する地域格差を解消し、すべ  
ての労働者の賃金引上げを実現するためにも、  
地域別最低賃金を必須のものとするのではなく、  
中小企業支援の抜本的な強化と併せて、  
全国一律最低賃金の導入こそが必要です。物  
価や生計費の違いは全国一律最低賃金に上乘  
せして地域別最低賃金を定めればよく、全国  
一律最低賃金を導入しない理由にはなりません。

以上をもちまして、私の反対討論といたしま  
す。

○福島みずほ君 私は、社民党・護憲連合を代  
表し、内閣提出労働契約法に反対、最低賃金  
法の一部を改正する法律案に賛成、共産党提  
出の修正案に賛成する立場から討論を行いま  
す。

次に、内閣提出の最低賃金法の一部を改正  
する法律案及びその共産党提出の修正案につ  
いて賛成意見を述べます。

内閣法の改正法案では産業別最低賃金が特  
定最低賃金になり、罰則規定がなくなること  
で実質廃止の方向になってしまったことは問題  
です。産業別最低賃金は、公正な賃金決定の  
確保、労使交渉の補完的な役割を持つていた観  
点から継続することが望ましいと考えます。ま  
た、全国一律の最低賃金基準を設けるべきと  
社民党は訴えてきましたが、この点について盛り  
込まれなかったことは不十分であると指摘せざ  
るを得ません。

しかしながら、ワーキングプアの問題が深刻化  
している中で、地域別最低賃金が強化され、大  
幅引上げにつながっていくことが求められている  
現状で、本法案の改正は、一歩前進と評価でき  
ます。最低賃金の不払に対する罰則規定も引  
き上げられ、憲法二十五条が改めて明記され、  
今後の引上げの強化や改善が図られることが  
期待される法案であると考えます。

また、共産党が提出された修正案は、全国一  
律の最低賃金制などを修正案として盛り込み、  
原案に対する補強、強化するものであるという  
考えから賛成するものであります。

今後、改正された最低賃金法がすべての労働  
者の最低限度の賃金が保障されるセーフティ  
ーネットとして実質的な効果をもたらし、十分  
機能していくよう、関係機関の更なる環境整  
備と御努力を期待し、私の賛成討論を終わ  
ります。

○委員長（岩本司君）他に御意見もないよう  
ですから、討論は終局したものと認めます。